

令和6年度 帯広市立川西中学校 生活のきまり

1. 校内生活

(1) 服装

① 制服

ア) 本校の制服は、標準マーク付き学生服、イートン型推奨服（スカートまたはスラックス）とする。

イ) 以下の日を制服着用日とする。ただし、その他必要に応じて着用を指示する場合がある。

入学式・始業式・終業式・卒業式・修了式・各種テスト

生徒総会・文化祭・入学歓迎会・同窓会入会式

※ウ) 新入生は入学式から原則1週間は制服着用とする。

エ) 学生服の上衣を脱ぐ場合は、白のYシャツまたは白ポロシャツ着用とする。夏季の推奨服

着用の際には、標準学生服は白のYシャツまたは白ポロシャツ、イートンでは白のYシャツ

もしくはブラウス、または白ポロシャツとベストの着用とする。ブラウスの襟の形は指定しない。

オ) 推奨服は青か赤の棒タイをする。

カ) スカート丈は膝が全て隠れる長さとする。

キ) シャツを出したり、ボタンをはずしたりせず、正しい着用をすること。

② ジャージ

ア) 制服着用日以外はジャージ登校を認める。

イ) 学校指定ジャージとする。

ウ) Tシャツを出したり、ファスナーを胸のマークより下に下げたりせず、正しく着用する。

※制服・ジャージへの更衣時は男子→教室または音楽室、女子→家庭科室を利用する。

③ 外着

ア) コート、ウインドブレーカー、カーディガン、パーカー等は外着とする。

※イ) 外着は教室内で着用しない。体調不良・防寒の理由で着用する場合は担任や教科担任に申し出て許可を得ること。

ウ) 職員室等への入室も、教室同様着用しない。

④ 上靴

ア) 色は白を基本とする。

(2) 頭髪とその他外見に関わること

① 頭髪

ア) 中学生らしい清潔で活動的な髪型にする。

イ) 整髪料の使用、パーマ、毛染め、その他の類する行為をしない。

ウ) ヘアピン、髪をしぼるゴム等は、華美にならないものを使用する。

② その他外見に関わること

ア) 化粧、眉のそり落とし、マニキュア、爪を伸ばす、その他の類する行為をしない。

イ) スポーツ用のネックレス等の装飾品は身につけない。

ウ) 香水等は使用しない。香りのする制汗スプレー、香りや色がついたリップクリームも同様とする。

(3) 持ち物

① 不要物

ア) 学習に必要な物の持ち込みはしない。

イ) 携帯電話の持ち込みは、授業日はもちろん、土日の部活動や大会等でも認めない。

ウ) 漫画や雑誌等は、貸し借りで必要な場合のみ認める。（内容が中学生にふさわしいものに限る。）これらを読むことはしない。（登下校のバスの中も含む）

エ) 不要物は、状況に応じて先生方で新たに定める場合がある。

② 持ち物の管理

- ア) 必要な事情によりお金や貴重品を持って来た場合は、朝の会で担任に預けること。
- イ) 腕時計は、持ち込みを認める。ただし、紛失しないように自己管理をすること。
- ウ) 学校のスリッパを借用する場合には、担任の許可を得ること。(生徒用スリッパ)

③ 忘れ物

- ア) 忘れ物をしたときには、必ず担当の先生に報告すること。
- イ) 登校後、学校から保護者に電話で連絡し、忘れ物を持って来てもらうことは原則認めない。

(4) 自転車通学と期間

① 自転車通学

- ア) 自宅から学校までの距離にかかわらず、全校生徒に自転車通学を認める。
- イ) 自転車は年度当初に申請し、各家庭で保護者の責任の下点検し、整備が確認されたもののみ使用できる。
- ウ) 自転車は自転車置き場の指定された場所に施錠をして置くこと。
- エ) 自転車には川西中学校のシールを貼ること。
- オ) 着用したヘルメットは教室のコート掛けを利用して保管すること。

② 自転車通学の期間

- ア) 冬期間は登下校の自転車の使用を禁止する。禁止開始日は降雪の状況を見て生徒指導部が決定する。
- イ) 3学期の修了式の翌日から、部活動等のための自転車の使用を原則許可する。ただし、融雪の状況により変更する場合がある。

2. 校外生活

(1) 外出と外泊

① 行き先と帰宅時間など

- ア) 外出する場合は、保護者の許可を得て、行き先、帰宅時間、同伴者等を必ず伝えること。
- イ) 保護者不在の家には遊びに行かないこと。
- ウ) 原則として日没をめどに帰宅する。また、保護者同伴の場合は22時までに帰宅し、それ以降は外出しないこと。

② 入店の制限または禁止

- ア) パチンコ、ビリヤード専門店、インターネットカフェ等は入店できない。
- イ) ゲームセンター(スーパー等のゲームコーナーも含む)やカラオケ施設は保護者同伴の場合のみ入店できる。
- ウ) 映画館(中学生にふさわしい内容に限る)や、ボウリング場への入店は保護者の許可を得ること。

③ 野外への外出

- ア) 登山、川遊び、釣り、キャンプなどを行う場合は、必ず保護者の許可を得て、保護者の委任した監督のもとに実施すること。

④ 外泊

- ア) 友人宅への外泊はしないこと。

(2) 禁止事項

① 触法行為の禁止

- ア) 飲酒、喫煙、シンナーや薬物の所持や使用、出会い系サイト等の利用は絶対にしないこと。

② 危険物の所持の禁止

- ア) ナイフ類、エアガン、レーザーポインター等の危険な物は、所持や使用をしないこと。